

阿波市の技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年12月

1 現状（19年4月1日現在）

(1) 職種ごとの職員の平均年齢、平均給与等及び民間従業員のデータの状況

区 分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
阿波市	47.1 歳	40 人	307,800 円	319,967 円	315,152 円
うち清掃職員	35.6 歳	4 人	226,900 円	252,325 円	231,525 円
うち学校給食員	52.3 歳	8 人	339,800 円	346,000 円	346,000 円
うち用務員	44.7 歳	12 人	304,100 円	314,983 円	314,983 円
その他	49.1 歳	16 人	314,900 円	327,680 円	320,843 円
徳島県	44.3 歳	282 人	328,016 円	367,813 円	347,715 円
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円
類似団体	47.3 歳	40 人	294,501 円	317,172 円	306,044 円

区 分	民間			参考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
うち清掃職員	廃棄物処理業従業員	43.3 歳	299,800	0.84
うち学校給食員	調理師	45.9 歳	214,500	1.61
うち用務員	用務員	53.9 歳	227,200	1.39
その他	—	—	—	—

区 分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員	民間	C/D
	(C)	(D)	
うち清掃職員	4,037,800 円	4,192,600 円	0.96
うち学校給食員	5,791,700 円	2,970,100 円	1.95
うち用務員	5,251,596 円	3,284,300 円	1.60
その他	5,403,260 円	—	—

※ 年収ベースの「公務員(C)」は、平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された期末勤勉手当の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 民間データは、「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを使用しています。(平成16年～平成18年の3ヶ年平均)
 4 技能労務職の職種と民間の類似職種については、阿波市が正規職員のみを対象としているのに対し、民間データは短期雇用のアルバイト等の非正規職員も含んでおり、経験年数、平均年数、業務内容、雇用形態等が一致していないため、単純に比較することはできません。

(2) 職種ごとの年齢別職員数(19年4月1日現在)

区 分	23歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	総計
	未満	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以上	
阿波市	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
うち清掃職員	1	1	2	1	5	4	1	5	12	8	0	40
うち学校給食員	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	4
うち学校給食員	0	0	0	1	0	0	0	1	3	3	0	8
うち用務員	1	1	1	0	1	0	1	1	4	2	0	12
その他	0	0	0	0	2	3	0	3	5	3	0	16

(3) その他給与に関する事項

① 給料表

国家公務員行政職俸給表(Ⅰ)1級～7級を適用し、技能労務職については、1級～5級を適用しています。

② 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当の名称	主な支給対象業務、対象職員	左記職員に対する支給単価
1 清掃業務従事職員の特殊勤務手当	清掃業務に従事する職員	月額 4,000円
2 老人ホーム勤務職員の特殊勤務手当	老人ホームに勤務する職員	月額 3,500円
3 老人ホーム遺体処理従事職員の特殊勤務手当	老人ホーム遺体処理に従事する職員	一体 2,000円

③ 昇給基準

毎年1月1日に前年における勤務成績に応じて4号給(55歳2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職員に係る見直しについては、職員数の抑制を図っていくことを基本としながら、給与制度についても、地域の民間給与の水準及び国、県及び他の地方公共団体との均衡等に留意のうえ、適正化に努めていきます。

3 具体的な取組内容

平成17年に合併して以降、新規採用は行わず退職者不補充を継続しているところであり、今後においても集中改革プランに沿って、指定管理者制度等の活用を図りながら引き続き職員数の抑制に努めていきます。

給与制度については、平成18年4月から一般職と同様に給与構造の見直しを行い、諸手当についても順次見直しを行うなどその適正化を図ってきたところです。今後も引き続き、適正な給与制度となるよう努めていきます。